

陳情文書表

【令和5年9月定例会議】

受理年月日	受理番号	提出者	付託委員会
令和5年8月7日	陳情第3号	小松島市坂野町字黒地6-11 上甲 雅敏 賛同者他1名	議会運営 委員会

(件名・要旨)

小松島市議会議員政治倫理条例の再検討とハラスメント防止条例の制定を求める
陳情書

【陳情の趣旨】

地方自治体における議会議員から自治体職員へのハラスメントが、近年報道されることが多くなっているようである。議員は市民の負託を受けた代表者であることから、その負託に応えるため、議員として高い倫理観と品位が求められるものであり、議員によるハラスメントは、職員の基本的人権を損ない、かつ尊厳を傷つけ、議会及び行政活動に支障を来し、小松島市の社会的信用及び信頼を失うことにつながる。

そこで、議員による自治体職員へのハラスメントを防止するための法整備は、小松島市においてどうなっているのか検討する。

地方自治における二元代表制を考慮すると、議員は市長の雇用管理上の措置の対象としては考えることができないので、ハラスメント防止のための管理上の措置を考える主体としては小松島市議会を考えるしかない。したがって、自治体組織におけるハラスメント防止ルールは議員には適用されないのである。すると、議員による職員に対するハラスメントは何をもって防止、規制されるのであろうか。存在するのは小松島市議会議員政治倫理条例である。

この条例を検討する。

議員に対するハラスメントの疑いが生じたとき、同条例はどのような効力を発揮するであろうか。まず、ハラスメントに関係すると思われる条文は第3条(1)(4)と思われる。しかし、条例全体のニュアンスは「議員が自分の利益のために、市役所に働きかけ、公正な市の業務を損なうこと」に主眼があり、ハラスメントとは少し違うようである。したがって、この政治倫理条例は条例が目的とする「清浄で民主的な市政の発展に寄与する」には不十分と言わざるを得ない。そこで、この第3条に「(8)市職員に対するハラスメント行為の禁止」を明記する項を入れる必要がある。

また、この条例の発動には第4条、第5条による審査会の設置が必要であり、迅速性に欠ける。先日の市議会モニター会議での参加者の発言に見られるように、小松島市でも議員によるハラスメントの問題は深刻性を持ってきており、スピーディーな対応が求められる。それに対応可能な条例の制定が不可欠である。

徳島県では既に吉野川市が「ハラスメントに関する条例」を制定している。全国でも、議員による職員へのハラスメント防止条例だけでも約20自治体が制定している。今後も次々に「ハラスメント防止条例」が制定されてくるであろう。本市でもぜひとも速やかに制定してほしいと考える。そして、市議会議員と市職員の健全な協力関係を構築することによって、直面する人口減少、雇用、ごみ処理問題をはじめとする難局に市全体が打って一丸となって取り組

んでもらいたい。

【陳情の項目】

小松島市議会議員政治倫理条例の内容について再検討を求める。

「小松島市議会ハラスメント防止条例」の制定を求める。